

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

著作権等管理事業法に対する意見

当中央会は、社交業、飲食業、喫茶業、旅館業、理・美容業及びクリーニング業など16業種の全国連合会で組織する業界団体で、今回の貴庁からの意見募集に関して、関係業種の業界団体へ意見を求めたところ、カラオケ伴奏等に係る音楽著作物の使用に関しては特に関係が深い社交飲食業、一般飲食業、旅館業等の連合会から以下の意見が出されました。

- 1 カラオケ伴奏等に係る音楽著作物の使用に関しては、利用事業者（社交場、飲食店、旅館業等）としては、著作権等管理事業者が複数存在した場合には、使用する楽曲によりそれを管理する複数の管理団体とそれぞれ使用契約を締結しなければならないようなこととなり、使用許可、契約手続き等が非常に煩瑣になるので、利用者事業者側の利便性を考慮し、著作権等管理事業者は文化庁管理のもとに一本化されることが望ましいと考えます。
- 2 社交業等におけるカラオケ伴奏等に係る音楽著作物の使用に関して、現在、社交業等の事業者は、JASRACと契約を締結し、その使用料規程により使用料を支払っております。音楽著作物に係る使用料については、CISAC憲章第3章第9条の規定がその根底にあるものと考えますが、カラオケは、CISAC憲章制定後に生まれた日本独自の文化であり、社交場等でのカラオケ伴奏は歌唱者が個人的な楽しみで利用していると考えられる面もあります。
このように営業用と私的使用とが混在すると考えられるものに関しては、その使用料の徴収、料金体系について見直しをご検討願います。
- 3 今回の著作権等管理事業法に係る制度及び運用等に関する意見は、当中央会及び傘下の全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会に送付がありましたが、今後は、当中央会傘下の関係する連合会（全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国旅館生活衛生同業組合連合会等）にもご送付賜りますようお願い致します。